

個別調達の応募受付のお知らせ

平成 29 年 12 月 1 日

成田国際空港株式会社
代表取締役社長 夏目 誠

この度、成田国際空港株式会社（以下「当社」という。）におきまして下記 1 の調達の発注を予定しております。つきましては、本調達を履行していただく者を募集しますので、応募される者は、下記 2 以下の要領によりお申込みください。

記

1 履行概要

- (1) 履行番号 2801-9008-00
- (2) 履行件名 複合機のレンタル及び保守（平成 30 年度）
- (3) 履行場所 成田国際空港内（NAAビル他 5 箇所）
- (4) 履行内容 本調達は、成田国際空港内（NAAビル、情報通信センタービル、第 1 旅客ターミナルビル、第 2 旅客ターミナルビル、貨物管理ビル、空港石油ターミナル）の事務所エリアにおける複合機 17 台（中速機、高速機）のレンタル及び保守を実施するものである。コピー用紙及びブレイクの針については、本契約に含まない。
- (5) 概算数量 発注台数：高速複合機 5 台、中速複合機 12 台
年間総使用枚数：
高速機 フルカラー 288,000 枚、モノクロ 486,000 枚
中速機 フルカラー 172,800 枚、モノクロ 561,600 枚
なお、概算数量は年間の使用数量を担保するものではない。
- (6) 履行期間 納入日（納入期限：平成 30 年 3 月 31 日）から平成 31 年 3 月 31 日まで。ただし、特段の問題がない場合は、平成 33 年 3 月 31 日までの間、1 年ごとに契約を更新する。
（引渡しに伴う調達に関しては、検査不合格時の修補期間を含む。）
- (7) その他 当社と本件の契約後、当社との契約単価を上限として、NAAグループ会社が別途発注する「複合機のレンタル及び保守（平成 30 年度）」にかかる契約を受注することを条件とする。その際、仕様や保守及びサービスの内容及び納入に要する費用の負担については、当社との契約と同一とする。なお、概算数量は年間の使用数量を担保するものではない。
NAA グループ会社概算数量
会社名：株式会社 NAA リテイリング
履行場所：第 2 旅客ターミナルビル内
発注台数：高速複合機 3 台、中速複合機 1 台
年間総使用枚数：
高速機 フルカラー 127,000 枚、モノクロ 626,500 枚
中速機 フルカラー 4,000 枚、モノクロ 21,000 枚

2 応募資格

応募者は、次の全ての条件を満たす者に限らせていただきます。

- (1) 基本条件
- ① 当社における平成 27・28・29 年度契約参加資格の「事務機器・事務用品（販売）」又は「その他役務」に登録されていること。
 - ② 単体企業であること。
- (2) 資格要件
納入する物品が当社指定の仕様を満たしていること。（別紙 3-1 及び 3-2 参照）

- (3) 履行実績
過去5年の間に、事務所エリアにおける、複合機20台以上のレンタル及び保守を、連続して1年以上履行した実績を有すること。なお、複合機については、印刷速度がカラー・モノクロ 45枚/分(A4ヨコ)以上の仕様の製品とする。ただし、同一の契約相手方において、事務所エリアが複数に分かれており、複数契約となっている場合は、その合計台数を実績としても良い。
- (4) 保守及びサービス体制
当社より複合機の点検要請があった場合は、60分以内に着手し、その後、速やかに正常な状態に回復させることが可能な保守及びサービス体制であること。但し、受注者の所定の営業時間以外の実施については、別途協議することとする。また、故障機器が、直ちに正常な状態に回復できず、当社の業務に支障をきたす場合は、代替機を納入することとする。なお、空港石油ターミナルは空港制限区域となるため、立入承認申請が必要となる。申請方法等は当社調査職員の指示を仰ぐこととする。
- (5) 応募申込書の提出期限の日から、見積書開封の時までの期間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。(但し、契約参加資格者として再登録済みで、見積書の提出期限までに会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

3 競争参加の制限

- (1) 競争に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3号第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合を除く。
(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等的一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。
(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (2) 暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証として、本契約締結時及

び本契約期間中において、自社（自社、自社の役員、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。）が次の①から⑤のいずれかに該当しないことを表明しこれを保証できない者は、ご応募いただけません。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であること、又は暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくは暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、又は関与していたこと。
- ② 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は利用していたこと。
- ③ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与し、又は関与していたこと。
- ④ 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は有していたこと。
- ⑤ この契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

4 応募方法

(1) 提出書類

本調達への参加資格の有無を審査するため、応募申込書を提出してください。

① 応募申込書の作成方法

応募申込書は、別途定める「応募申込書作成要領」（以下「作成要領」という。）に示す様式及び留意事項に基づき作成してください。なお、作成要領は当社の「契約関係ご登録窓口」においても同じものを配付しています。

② 掲載（配付）期間

平成29年12月1日（金）から平成29年12月8日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。但し、平成29年12月8日（金）は午前11時まで。（配付期間の最終日）

③ 問い合わせ先

〒282-8601

千葉県成田市 成田国際空港内 NAAビル1階

成田国際空港株式会社

財務部門 調達部 調達管理グループ「契約関係ご登録窓口」

担当者電話 0476-34-5484

(2) 提出期間

4 (1) ②と同じ。

(3) 提出場所

4 (1) ③と同じ。

(4) 提出方法

提出書類は、提出期間内に直接ご持参ください。郵送又は電送（ファクシミリ）及び電子メールによるものは受け付けません。

なお、記載もれ等を防止するため、受付時に応募申込書の記載内容を確認する場合がありますので、内容を説明できる方がご持参ください。

5 審査結果通知

参加資格の審査結果は全ての者に通知いたします。

なお、本調達に参加する資格があると認められた者は、「情報セキュリティ管理体制が確保できることが確認できる資料」（別紙1参照）を、7 (1) の配付日までにご提出ください。

6 誓約書

5により本調達に参加する資格があると認められた者は、1 (7) に示す条件を約するため、別途誓約書をご提出いただきます。誓約書の様式は7に合わせて配付いたします。

7 仕様書等の入手方法

仕様書等は、5により本調達に参加する資格があると認められた者に配付いたします。これをもって、現場説明に代えさせていただきます。また、仕様書等に関する質問は、別途定める方法により受け付けます。

(1) 配付日

平成 29 年 12 月 13 日（水）午前 11 時から。
（ただし、別途時間指定する場合があります。）

(2) 配付場所

4 (1)③に同じ。

8 見積書等の提出

5において本調達に参加する資格があると認められた者は、別途定める「競争見積心得書」に同意した上で、以下の通り見積書と6により定めた誓約書をご提出いただきます。

(1) 提出期限

平成 29 年 12 月 25 日（月）午前 11 時まで。

(2) 提出場所

4 (1)③に同じ。

(3) 提出部数

見積書 1 部（見積内訳書を含む）

誓約書 1 部

(4) 見積書の無効

以下のいずれかに該当する場合は見積書を無効とします。

① 競争見積心得書第 6 条に合致する場合

② 見積内訳書が未提出である場合

(5) 2 (6) の下線部に該当する者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し 1 通を、見積書と共にご提出ください。

9 契約相手方の決定方法等（別紙 2 参照）

(1) 当社に有利な見積書を提出された上位 3 者までを選定し、価格交渉の相手方である旨を通知します。価格交渉の相手方として認められなかった者に対しては、特段の通知を行いません。

(2) 価格交渉の相手方である者と見積価格について交渉し、見積価格が当社を設定した契約制限価格の範囲内で、かつ最廉価の見積価格の者を契約の相手方とします。その際、最廉価の見積価格の者が複数いる場合は、「くじ」により契約相手方を決定します。契約の相手方を決定したときは、その旨を価格交渉の相手方となった全ての者に対し当社より通知します。

(3) 契約の相手方となった者は、当社所定の契約書の案に記名押印し、(2)の通知をした日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に、当社に契約書を提出してください。期限までに当社所定の契約書の案をご提出いただけない場合は、応募を辞退したとみなし、契約の相手方といたしません。

10 その他

このお知らせの内容に関する問い合わせは4 (1)③に同じとします。

以上

公募型競争契約方式の流れ（見積書提出以降）

